

税の公平性を保つために

# 差し押さえ等による滞納処分を強化しています

市では、以前から文書や電話、訪問による催告を行ったにも関わらず滞納となっている市税を回収するため集中的に財産調査、差し押さえを実施しています。

## 財産調査

財産調査は、法律に基づき、本人への事前了承を得ずに行われます。個人情報保護法も適用されません。  
差し押さえ

再三の催告にも関わらず納付されない場合は、財産調査で判明した財産（不動産、預貯金、給与、年金、生命保険、売掛金、国税還付金、自動車など）を差し押さえ、滞納している市税に充当します。

預貯金や生命保険などがある場合、銀行や生命保険会社に対して取り立てます。

自動車や不動産などは公売にかけます。（市ではインターネットを利用した公売に積極的に取り組んでいます）

## 納期内納付にご協力を

納税は国民の義務であり、納期内の自主納付が原則です。市税が納期を過ぎても納付されない場合、滞納したことになり、滞納処分の対象になります。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても同様です。十分ご注意ください。



滞納処分の事例(自動車差し押さえ)

## 納期限を過ぎた場合は

法律で定められた延滞金を併せて納付していただきます。延滞金は、納期限の翌日から計算されます。延滞金の率は、最初の1か月が年利4.3パーセント（毎年変動）、それを過ぎると14.6パーセントになります。延滞金が1,000円を超えた時点から徴収が始まります。

## 納税に困ったときは、すぐにご相談を

事情により納期の納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

## 問い合わせ

総務部税務課  
(社庁舎)  
☎43・0398

不動産	20(21)	
預貯金等の債権	225(167)	
給与	31(6)	
家宅捜索によるもの	動産	5(5)
	自動車	1(5)
合計	282(204)	

平成23年度差し押さえ件数 ( )内は平成22年度件数

7月9日(月)から

# 市内にお住まいの外国人のみなさんへ 外国人住民の登録制度が変わります

これまで日本に住む外国人の方は、外国人登録法によって、身分や居住関係を明らかにしてきました。しかし、7月9日から外国人登録法が廃止され、新たな在留管理制度および特別永住者制度がスタートします。外国人の方も日本人と同様に住民票に記載され、適正な行政サービスを受けることができるようになります。

なお、新たな制度は、適法な在留資格を有し、在留期間が3か月を超え、(中長期滞在者)や特別永住者が対象となります。在留資格が「短期滞在」の方や在留資格のない方などは対象となりません。

## 新たな制度のポイント

### 住民票が作成されます

日本人と同様に、住民票が発行されます。これにより、日本人と外国人の混合世帯の場合、世帯全員が記載された住民票が発行できるようになります。外国人住民を世帯主とすることも可能になります。

外国人登録証明書に代わり、「特別永住者証明書」または「在留カード」が交付されます。

特別永住者の方には、「特別永住者証明書」、90日以上日本に住む特別永住者以外の方には、「在留カード」が交付されます。

現在お持ちの「外国人登録証明書」は、7月9日以降も一定期間有効ですが、在留資格や年齢により、新たなカードへの切替手続きが必要です。

転出手続が必要になります。市外に引っ越される場合、これまでは加東市役所での手続きは不要でしたが、7月9日以降は加東市役所での転出手続が必要になります。

手続きの内容により、申請場所が変わります。特別永住者以外の方の在留資格・期間等の変更手続きについて、7月9日以降は入国管理局での手続きのみとなり、従来からの加東市役所での申請手続きはなくなります。

在留資格	申請内容	申請場所
特別永住者	すべての手続き	加東市役所
特別永住者以外	住所変更以外 の 手続き	加東市役所 地方入国管理局 加東市役所で の 手続きは不要

## 問い合わせ

外国人在留総合インフォメーション  
☎0570・0666・630  
IP電話(加東ケーブルビジョンのIP電話を除く)・PHS・海外からは☎03・6301・1337  
市民安全部市民課(社庁舎)  
☎43・0390